

姫路市屋外広告物条例施行規則の改正について

【施行日：平成31年4月1日】

1 改正の概要

大手前通り区域および姫路駅北駅前広場区域における屋上広告物の許可基準について、地色が真っ黒な広告物や、建物によっては地色が真っ赤な広告物が掲出することができましたが、今回の色彩基準の改正により、周辺景観から突出した印象を与えるおそれのある色彩の、屋上広告物の掲出を規制します。

2 改正の内容（大手前通り区域・姫路駅北駅前広場区域）

区分	改正前		改正後	
色彩	・地色	建築物と同系色又は無彩色	・地色	明度 8.0 以上 9.3 以下の無彩色
	・文字色	2色以下（アクセントとしての使用は除く）	・文字、 図柄の色	2色以下 明度 2.0 以上、彩度 6.0 以下（色相が R, YR, Y の場合は彩度 8.0 以下）

〈問い合わせ先〉

姫路市まちづくり指導課（都市景観指導室） 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

Tel 079-221-2541 Fax 079-221-2757 E-mail keikan@city.himeji.lg.jp